

千葉県プロスポーツ選手等顕彰規則

(趣旨)

第一条 この規則は、プロスポーツにおける活躍等を通じた県民のスポーツに対する意識の高揚又は地域の活性化に功績のあったプロスポーツ選手等（県内に居住し、又は居住していたプロスポーツ選手等に限る。以下同じ。）の顕彰について、必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の方法)

第二条 顕彰は、賞状又は感謝状を授与して行う。

(賞状及び感謝状の授与)

第三条 知事は、プロスポーツの試合等において特に優れた成績を収めたプロスポーツ選手等に対して、賞状を授与することができる。

2 知事は、スポーツを通じた地域における活動によりスポーツの推進に関する県行政に積極的に協力したプロスポーツ選手等に対して、感謝状を授与することができる。

3 賞状及び感謝状の授与は、必要の都度行う。

(委任)

第四条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。